

第835回:無茶と野暮を中国人が読むと

ご承知のとおり、いまの日本語は日本人がむかしから使ってきた「和語」と、漢字を用いる「漢語」が併用して用いられている。そして、その漢語は、本場中国で生まれた「漢語(不惑、天命、火攻、危急存亡など)」と、日本人が発明した「和製漢語」に分類される。日常生活で、日本人は身近にあるモノ、動作、形容などに対して、日本古来の「和語」を使うことが多い。わざわざ字を書かなくても耳で聞いて、すぐわかる「はら」、「おなか」、「いぬ」、「へび」などの言葉がそうで、「ねこがさかなをとった」、「あめがふりそう」などの表現だ。

これが高級な概念を含む言葉になると、耳で聞いただけではわからない。「てんゆうをほゆうしばんせい いっけいのこうそをふめる…」のようなことばは、中国伝来の「漢語」や日本人が発明した「和製漢語」を用い、「天佑を保有し万世一系の皇祚を踐める…」のように文章化しないことには、人は理解してくれない。

だから、日本人の基礎教育として漢字を学ぶことは極めて重要である。でも、「字を習うのが学問であり、漢字にくわしいのが教養人である」などと思っている手合いは、TV のクイズ番組で「樹懶(なまけもの)」、「妝(よそおう)」、「水雲(モズク)」、「蛞蝓(なめくじ)」などの難字の読み方を競い、一喜一憂する困った方々だ。TV では“インテリ芸能人”などと、もてはやしてはいるけど。

筆者に日本人以上に日本語に堪能な中国の友人がいる。彼はむかし本郷で学んでいたころ、キャンパスの近くにある神保町(じんぼうちょう)、神田小川町(おがわまち)、岩本町(いわもとちょう)などの読みには苦労したとこぼしていた。

彼にいわれて気付いたけど、神保町は音読みだが、小川町は訓読みだ。これが岩本町になると、訓読みと音読みが混在している。「おがわちょう」と呼んでも恥は書かないから気にする必要はない、日本人でもよく間違えることがあり、このへんの日本語の慣行については黙って覚えてもらうしかないだろう。

和製漢語だが、明治以降につくられた和製漢語は「建築、官吏、哲学、保険」など、多くの中国人は理解できるが、江戸時代に発明の和製漢語はめんどろで、「野暮」は野原の日暮れではなく、洗練されてない人、「無茶」はお茶がないことではなく、デタラメを意味するから、中国人は聞いて途方に暮れることになる。

では、なぜ日本語では神保町などの漢字が読みにくいのか？これは中国から伝わってきた神・保・町などの漢字に欠陥があるからではない。中国語でも「重」のように「zhong(ジョン)」、「chong(チョン)」と二通りの読みのある漢字もないではないが、基本的には読み方は一つのみである。

たとえば「建立」を中国語で発音すると、読みは「建(ジエン)立(リー)」のみ。だが、これを日本語で読もうとすると、「建」はケン、コン、たてる、「立」はリツ、リュウ、たつなどの、複数の読みがあり、これの組合せで、「けんりつ」か、はたまた「こんりゅう」か悩むことになる。中国語で「建立」の読みは「ジエンリー」一本であり、「建立工業基地」のように使われるが、日本語は「けんりつ」と「こんりゅう」の二本立て。「けんりつ」は建物などを建築する場合においてのみ使われるけど優勢なのは「こんりゅう」であり、「法隆寺を“けんりつ”した」

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

とは云わない。

奈良時代に遣唐使が派遣されるより以前の日本は、中国本土との交流が少なかった。しかし、細々とは続いていた。6世紀以前の日本と中国(魏晋南北朝時代)は、朝鮮半島から対馬を経由して、貿易商や僧侶などの往来があり、当時六朝が都を置いた建康(いまの南京)あたりで使われていた中国語が「呉音」として日本に入ってきたようだ。和尚(おしょう)、解脱(げだつ)、般若(はんにゃ)、諸行無常(しょぎょうむじょう)といった具合で仏教用語が多いところが特徴の呉音である。

これが奈良時代に入ると、阿倍仲麻呂や吉備真備など優秀な若者らが、当時世界の最強国で超一流の文明国だった唐の長安(西安)に留学、長期滞在して北方の中国語がペラペラしゃべれるようになってから帰朝して、そこで長安語を正しい中国語として日本に紹介した。

これが「漢音」であり、それ以降は漢音読みが主流の日本語で、呉音は時代を経るに従い、徐々に減ってきたようだが、いまでも「外科(げか)」を“がいか”とは呼ばない、「開発(かいほつ)」も人名では“かいほつ”と呉音読みもまだ残っている日本語である。

日本語の使い方で筆者が懸念するのが「和語」に漢字をあてはめる悪習だ。「私は銀行につとめている」と書けば、それで全く問題はないのだが、文章にはなるべく漢字を多用しなければインテリではないと思いついて無知で無教養な手合いが多いのが問題だ。そんな方々説得するのに最も有効なのは「国学の巨人・本居宣長はひらがなを多用していた」など、その道の権威を持ち出すことかな。

「務める」、「勤める」、「勉める」の使い分けなんてどうでもよいこと。敢えていえば職業に力点を置くなら「勤める」、お役目を強調したいなら「務める」だろうが。動詞では「とる」もそうだ。「筆をとる」と書けばよいのに、「とる」と表記する漢字は「取る」、「執る」、「採る」、「捕る」、「撮る」、「獲る」、「盗る」などいっぱいあり、選択に困る。「執筆」というくらいだから「筆を執る」が正解だけど、こんなつまらぬことで悩むくらいならば、「とる」で十分だ。言葉のルーツという観念からみると、干戈(かんか)や鬣端(きんたん)は漢字で書くべきだが、「いくさ」は和語だからひらがなで書けば、それで十分なのである。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2025年(令和7年)1月10日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。